



2026年1月29日

各 位

本社所在地 東京都港区赤坂八丁目4番14号
会社名 ブロードメディア株式会社
(コード:4347 スタンダード市場)
代表者 代表取締役社長 橋本太郎
問合せ先 取締役 押尾英明
経営管理本部長
電話番号 03-6439-3983

**エーブイアイ・ジャパン・オポチュニティ・トラスト・ピーエルシーによる
当社株券に対する公開買付けの結果に関するお知らせ**

エーブイアイ・ジャパン・オポチュニティ・トラスト・ピーエルシーは、当社の普通株式に対する公開買付を2025年12月10日から2026年1月28日まで実施しておりましたが、その結果について、同社より添付資料のとおり報告を受けましたので、お知らせいたします。

以 上

(添付資料)

2026年1月29日付「ブロードメディア株式会社(証券コード:4347)株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

各 位

英国ロンドン市、51 ライムストリート19階
エーブイアイ・ジャパン・オポチュニティ・トラスト・ピーエルシー

ブロードメディア株式会社（証券コード：4347）株式に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ

エーブイアイ・ジャパン・オポチュニティ・トラスト・ピーエルシー（以下「公開買付者」といいます。）は、ブロードメディア株式会社（証券コード：4347。以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025年12月10日から本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2026年1月28日をもって終了しましたので、結果について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公開買付けの結果について

(1) 公開買付者の名称及び所在地

エーブイアイ・ジャパン・オポチュニティ・トラスト・ピーエルシー
英国ロンドン市、51 ライムストリート19階

(2) 対象者の名称

ブロードメディア株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
775,300 株	一株	775,300 株

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限(775,300 株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(775,300 株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成

17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2025年12月10日（水曜日）から2026年1月28日（水曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金2,200円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の上限（775,300株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行う旨、及び、応募株券等の総数が買付予定数の上限（775,300株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（1,749,691株）が買付予定数の上限（775,300株）を超えたので、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書（その後に提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じとします。）に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2026年1月29日に本公開買付けの結果を報道機関に対して公表しました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	1,749,691株	775,300株
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	1,749,691株	775,300株
(潜在株券等の数の合計)	(—)	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	17,931個	(買付け等前における株券等所有割合 25.16%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	4,989個	(買付け等前における株券等所有割合 7.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	25,684個	(買付け等後における株券等所有割合 36.04%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	4,989個	(買付け等後における株券等所有割合 7.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	69,778個	

(注1) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2025年11月13日に提出した第30期(2026年3月期)半期報告書(以下「対象者半期報告書」といいます。)に記載された、2025年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式(但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者半期報告書に記載された2025年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(7,500,000株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(372,451株)を控除した株式数(7,127,549株)に係る議決権数(71,275個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数(1,749,691株)が買付予定数の上限(775,300株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等(本公開買付けに応募した株主をいいます。以下同じとします。)からの買付株数の合計が買付予定数に満たなかったため、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行いました。但し、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなったため、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主等を決定しました。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

マネックス証券株式会社（復代理人） 東京都港区赤坂一丁目12番32号

② 決済の開始日

2026年2月4日（水曜日）

③ 決済の方法

（三田証券株式会社から応募された場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

（マネックス証券株式会社から応募された場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付復代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録（応募が行われた直前の記録とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。なお、あらかじめ株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振り替える旨を指示した応募株主等については、当該口座に振り替えることにより返還いたします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しについては、公開買付者が2025年12月10日に提出した公開買付届出書に記載した内容から変更ありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以上